

令和2年5月28日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

学校再開後の教育活動について

新型コロナウイルス感染症対策に向けた様々な対応への御理解・御協力をいただきありがとうございます。この度、6月1日（月）に学校が再開されることとなり、今後の学校の対応について正式に決まりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 段階的な登校について

- (1) 5月25日（月）から5月29日（金）までは、プリントやeライブラリを活用した家庭学習の他、各学年について、少人数による分散登校又は時差登校を設定します。
- (2) 6月1日（月）以降は、少人数による分散登校又は時差登校を実施し、段階的に日数や時数を増やしていきます。なお、プリントやeライブラリを活用した家庭学習も並行して行います。
- (3) 給食は、小学校については6月15日（月）から、中学校については6月10日（水）からの実施を予定しています。給食開始以降は、通常どおりの登校となります。
※ 分散登校又は時差登校の日程及び実施学年、登下校の時間や朝学習等の実施の詳細については、各学校からの通知をご覧ください。

2 子供たちの学びの時間の確保について

4月当初からの臨時休業に伴い、様々な方法を駆使しても予定されていた今後の登校日だけでは、十分な授業時数を確保することは困難となる見込みです。そこで、授業時数の確保に向けて、朝学習等の実施及び夏休みの短縮並びに土曜授業日の増設を行います。

- (1) 6月15日（月）以降を目安として、順次朝学習等（短い時間を活用して行う指導）を実施します。
- (2) 夏季休業中を授業日として設定します。
 - ア 7月21日（火）から8月7日（金）までの土日祝日を除く12日間
 - イ 8月24日（月）から8月26日（水）までの3日間
 - ウ 2、3学期において第3土曜日以外の祝日を除く土曜日のうち、月曜日を振替休業としない午前授業を、月一回程度、行います。また、土曜授業日を行う際に月曜日を振替休業日としていたものについては、月曜日を振替休業日としないこととします。
※ 学校の状況によっては、夏季休業中や土曜の授業日の対応が異なることがあります。
- (3) 家庭学習の充実について引き続きのご協力をお願いします。
これまでの臨時休業期間において、子供たちの家庭学習の取組への言葉がけ等を各ご家庭で行っていただきありがとうございました。今後も子供たちが学力の定着のため、家庭学習の取り組みを続けられるようご協力を願います。

3 子供たちの心のケアについて

学級担任や学年の教員、養護教諭等を中心としてきめ細かな健康観察等を行い、子供たち心身の状況を的確に把握します。そして、必要に応じて、健康相談等を実施したり、個人面談を行ったりする他、スクールカウンセラー等による面接や支援を行えるようにします。

4 水泳実技学習の中止について

小学校 体育・中学校 保健体育における水泳の実技指導については、今年度は行わないこととします。ただし、水泳の事故防止に関する心得については、指導を行います。

5 校庭開放及び部活動について

6月8日（月）からの週までは、小・中学校で校庭開放を実施します。また、中学校の部活動は行いません。部活動は、全校生徒が登校するようになった後の6月15日（月）以降に、3つの条件が重ならないように実施内容や方法を工夫して開始します。ただし、お子様に発熱等の風邪症状が見られる時は、部活動を欠席させ、自宅にて休養させてください。

【担当】

教育部 指導室 指導主事

電 話 042-470-7781